

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1 - 15
法令名	医療法			根拠条項	46の3 - 1
許認可等	医療法人の理事長の選出の認可				
<p>1 根拠規定</p> <p>○医療法(昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号)</p> <p>第四十六条の三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。</p> <p>2 審査基準</p> <p>医療法に係る許認可等の事務処理基準(平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて保健福祉部長通知)</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)、同法施行令(昭和23年政令第326号)、同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。</p> <p>なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>○医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和六一年六月二六日 健政発第四一 号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1) 法第四十六条の三第一項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合に限り、行われるものであること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する医療法人については、(2)の規定にかかわらず、法第四十六条の三第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>過去五年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われている既存の医療法人</p> <p>特定医療法人又は特別医療法人</p> <p>地域医療支援病院、へき地医療機関等地域医療の確保において重要な役割を担っている医療機関を経営している医療法人</p> <p>都道府県医療審議会が認めた第三者による医療機能評価機関により優良であると認められた医療機関を経営している医療法人</p> <p>から までの要件に該当する以外の医療法人であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとするに当たって、当該者、理事のうち親族関係を有する者及び特殊の関係がある者の合計が、理事全体の三分の一以下である場合であって、かつ、適正な運営がなされていると都道府県医療審議会が認めたもの</p> <p>理事の三分の二以上が医師又は歯科医師である医療法人であって、相当の学識を有するものとして都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの</p> <p>役員構成等が公正な医療法人であって、次のいずれかに該当する者のうち、医療に関する相当の知識を有する者として都道府県医療審議会が認めた者が理事長に選任されるもの</p> <p>a 医療機関経営を行っている公益法人、社会福祉法人及び学校法人の常任の役員であって、当該医療機関の経営を常任として担当した経験が七年以上あった者</p> <p>b 公的医療機関等の開設主体の常任として担当した経験が七年以上あった者</p> <p>c 医療経営学、医療経済学に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者</p> <p>(4) (3)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七七号)第二条第二号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。</p> <p>(5) (2)及び(3)に掲げるもののほか、この規定の施行日(昭和六一年六月二七日)において存在する医療法人については、次のような場合にも認可されるものとする。</p> <p>この規定の施行日において医師又は歯科医師でない者であって、理事長の職にあったものが、改正法附則第六条に規定する経過措置の期間後も、引き続き理事長に就任しようとする場合</p> <p>この規定の施行日において理事長であった者の死亡後に、その理事長の親族で医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合</p> <p>この規定の施行日において理事長であった者の退任後に、理事のうち、その理事長の親族であって、医師又は歯科医師でない者が理事長に就任しようとする場合</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)		担当課	医療対策課	検索番号	1-15
法令名	医療法			根拠条項	46の3-1
許認可等	医療法人の理事長の選出の認可				

## 2 審査基準(続き1)

○医療法人の理事長要件について(平成一〇年六月一日 健政発第七五八号 各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

標記については、平成八年一月一日に行政改革委員会から医療法人の理事長要件を緩和すべきとする意見があり、平成九年三月二十八日の閣議決定においては「医療法人理事長の資格要件を緩和する」とされたところである。

これを受け、平成九年一月二日より医療審議会医業経営と患者サービス向上に関する小委員会において医療法人の理事長要件の緩和について検討が行われ、平成一〇年四月九日の医療審議会総会に検討結果を報告し、了承されたところである。

については、医療法人の理事長要件の緩和について、医療審議会の意見を踏まえ、左記第一に示す基本的考え方に基づき、左記第二のとおり昭和六一年六月二日付健政発第四一〇号厚生省健康政策局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」を改正するので、その運用に遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 第一 基本的な考え方

- 一 医療法人の理事長について、原則医師・歯科医師としている現行の考え方についてはこれまでのとおりとするが、その運用の弾力化を図ることにより、理事長要件の緩和を図ることとする。
- 二 具体的な運用の弾力化については、医療法の趣旨を踏まえつつ、以下の方針により対応する。
  - (一) 適切な医療の提供が確保されるような法人の運営がなされること。
  - (二) 法人運営に当たって、非営利の原則が保たれること。
  - (三) 法人経営が安定的かつ適正になされること。
- 三 右記方針の下に、できるかぎり円滑な運用が図られるよう、その判断基準について具体化・明確化を図る。

#### 第二 既往通知の改正 略

○医療法人の理事長要件について(平成一〇年六月一日 指第三六号 各都道府県衛生主管部局長あて厚生省健康政策局指導課長通知)

標記については、平成一〇年六月一日付健政発第七五八号通知において、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和六一年六月二日付健政発第四一〇号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。)を改正したところであるが、これらの施行に当たっては、特に左記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

### 記

- 一 局長通知の第一の五(三)において「過去五年間にわたって、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われている」とは、過去五年間にわたって、法人運営において経営が安定的に推移し健全であり、かつ、医療監視・保険指導監査における指導を受けて改善が見られない場合や脱税等その他の法令違反がない場合をいうものであること。
- 二 局長通知の第一の五(三)において「親族関係を有する者」とは、六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族関係を有する者を行い、「特殊の関係がある者」とは次に掲げる者をいうものであること。(以下四において同じ)
  - (一) 当該者又は親族関係を有する理事(以下「当該者等」という。)とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (二) 当該者等の使用人及び使用人以外の者で当該者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - (三) (一)又は(二)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にする者
  - (四) 当該者等及び(一)から(三)までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者
    - ア 当該者等が会社役員となっている他の法人
    - イ 当該者等及び(一)から(三)までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社また「適正な運営がなされている」とは、医療監視・保険指導監査における指導を受けて改善が見られない場合や脱税等その他の法令違反がないことをいうものであること。
- 三 局長通知の第一の五(三)において「相当の学識を有するもの」とは、医療経営学、医療経済学等医療に関する相当の知識を有するもののほか、法律学、経済学、経営学等に関する相当の知識を有するものを想定していふのであること。
- 四 局長通知の第一の五(三)において「役員構成等が公正な」とは、理事長に就任しようとする者、役員等(理事、監事、評議員その他これらの者に準ずる者をいう。)のうち親族関係を有する者及び特殊の関係がある者の合計が役員全体の三分の一以下であること及びこれらの者に対して、次に掲げる行為をすることがないことが認められることをいうものであること。この場合、特殊の関係がある者については、二(一)において「理事」とあるのは「役員等」と読み替えて適用するものとする。こと。
  - (一) 当該法人の所有する土地をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 15
法令名	医療法	根拠条項	46の3 - 1

許認可等 医療法人の理事長の選出の認可

2 審査基準(続き2)

- (二) 当該法人の他の従業員に比べて有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
  - (三) 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
  - (四) これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
  - (五) これらの者から所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から病院等の業務の用に供するとは認められない財産を取得すること。
  - (六) これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比べて過大な給与等を支払うこと。
  - (七) これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引き受け(当該法人の設立のための財産の提供に行う債務の引き受けを除く。)をすること。
  - (八) 病院等の業務を主として、又は不公正な方法でこれらの者に対し行うこと。
- 五 局長通知の第一の五(三) aにおいて「当該医療機関の経営を常任として担当した経験が七年以上あった者」とは、公益法人等が開設する医療機関において、常任の役員として経営を担当した経験を七年以上有する者であって、原則として申請にかかる医療法人の理事長として専任する者をいうものであること。
- 六 局長通知の第一の五(三) bにおいて「公的医療機関等の開設主体」とは、医療法(昭和二十三年法律第二〇五号)第七条の二第一項各号に掲げる者をいうものであること。
- 七 局長通知の第一の五(三) cにおいて「医療経営学、医療経済学に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者」とは、短期大学、看護大学、大学院等の教授の職にあった者等大学教授の職にあった者と同等の知識を有するものを想定しているものであること。
- 八 局長通知の第一の五(四)において「組織の構成員又は関係者」とは、暴力団の構成員及び準構成員(構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者、又は暴力団に資金や武器を提供するなど、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者)をいうものであること。

3 その他